

平成 3 1 年

第 1 回伊是名村議会臨時会会期日程

会 期 1 日間

自 平成 3 1 年 3 月 2 2 日

至 平成 3 1 年 3 月 2 2 日

月 日	曜日	会議、休会、その他
3 月 2 2 日	金	本会議(開会、議案審議、閉会)

(議決結果)

平成31年第1回伊是名村議会臨時会議決一覧

議案番号	件名	議決年月日	議決の結果
議案第21号	平成30年度伊是名村一般会計補正予算(第6号)	平成31年3月22日	原案可決
議案第22号	平成30年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)	〃	〃
同意第3号	副村長の選任について	〃	同意

平成31年第1回伊是名村議会臨時会会議録 第1号					
招集年月日	平成31年3月22日				
招集の場所	伊是名村議会議事堂				
開会・閉会 議長の宣告	開会	平成31年3月22日	10時25分	議長 宮城安志	
	閉会	平成31年3月22日	11時07分	議長 宮城安志	

議員の出席及び欠席

出席10名 欠席0名

議席番号	氏名	出欠別	議席番号	氏名	出欠別
1	前川秀和	出席	8	前田清	出席
2	宮城義秀	〃	9	東江克伸	〃
3	仲田正務	〃	10	潮平そのみ	〃
5	東江清和	〃	11	宮城安志	〃
6	東江源也	〃			
7	伊禮正徳	〃			

会議録署名議員

10番	潮平そのみ	1番	前川秀和
-----	-------	----	------

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長	濱里 篤	総務課長補佐	嘉数義隆
--------	------	--------	------

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

職名	氏名	職名	氏名
村長	前田政義	農林水産課長	諸見直也
副村長	奥間守	建設環境課長	前田秀光
教育長	名嘉正	教育振興課長	末吉長吉
総務課長	兼元清永	住民福祉課長	諸見美奈子
会計管理者	高良和彦	商工観光課長	前川栄進
企画政策課長	神田宗秀		

会議の経過 別紙のとおり

会議に付した事件

平成31年3月22日

会議録署名議員の指名
会期の決定
平成30年度伊是名村一般会計補正予算（第6号）
平成30年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
副村長の選任について

平成31年第1回伊是名村議会臨時会議事日程（第1号）

1. 開 議 午前10時25分

2. 付議事件及び順序 平成31年3月22日（金）

日程番号	議案番号	件 名
1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定
3	議案第21号	平成30年度伊是名村一般会計補正予算（第6号）
4	議案第22号	平成30年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）
5	同意第3号	副村長の選任について

議長（宮城安志）

ただいまから平成31年第1回伊是名村議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、10名です。

議会事務局主任の東江香織が休みなので、代理に総務課嘉數良隆君が事務局を補佐いたします。よろしくお願いいたします。

これから本日の会議を開きます。　　　　　　　　　（午前10時25分）

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりでございます。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1

会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、10番潮平そのみ議員、及び1番前川秀和議員を指名します。

日程第2

会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日3月22日の1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、会期は本日3月22日の1日間と決定いたしました。

日程第3

議案第21号・平成30年度伊是名村一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

おはようございます。第1回臨時会を招集しましたところ、ご多忙の中、全員お揃いでご参集いただきまして、誠に有難うございました。

それでは、提案理由を申し上げますが、先の第1回定例議会の予算審議の中で、提案理由については、改善した方がいいのではないかと、いうご質疑が東江清和議員からもありまして、その点について検討し、

そして今回からは改善をして提案理由を作成いたしましたので、よろしく願いいたします。

それでは、議案第 21 号・平成 30 年度伊是名村一般会計補正予算（第 6 号）の提案理由の説明をいたします。

平成 30 年度伊是名村一般会計補正予算（第 6 号）は、予算総則第 1 条から第 2 条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入歳出予算総額から歳入歳出それぞれ 2,790 万 1 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 29 億 68 万 4 千円とするものであります。

歳入につきまして、13 款国庫支出金で 603 万 3 千円の減、17 款繰入金で 2,185 万 8 千円の減額となっています。

歳出につきましては、2 款総務費で 2,028 万円の減、5 款農林水産業費で 762 万 1 千円の減額となっています。

詳細につきましては、歳入歳出予算補正事項別明細書のとおりであります。主な内容といたしましては、第 2 表繰越明許費補正については、産業振興モデル事業として取り組んでいるいちごハウスの事業費を一部翌年度へ繰り越す手続きを踏んでおりましたが、国との齟齬が生じて全額繰越となり、その金額を変更するものであります。

2 款総務費の屋之下原用地整備事業における用地買収の進捗を見込み、公有財産購入費を 5 号補正で減額したところでありますが、その後、用地買収の件数が見込みより増えたため、公有財産購入費を増額し、また屋之下原にある墓地移転の交渉が進展しなかったため、その補償費を減額するものであります。

次に 5 款農林水産業費の製糖期における季節工員の宿舍整備事業である製糖業体制強化対策事業について、施設整備費の負担や施設整備後の指定管理等の方向性が確定しなかったため、基本計画の策定ができず、その委託費を減額するものであります。

平成 30 年度伊是名村一般会計補正予算（第 6 号）を、地方自治法第 96 条第 1 項第 2 号及び同法第 218 条第 1 項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

平成31年3月22日提出、伊是名村長 前田政義。

よろしく願いをいたします。

議長（宮城安志）

これから質疑を行います。質疑ありませんか。5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

9ページの財産管理費、その中で屋之下用地整備事業というのがあるんですけど、これは字句の方で屋之下の「之」、これが登記簿上の地名のとり方、「之」という漢字を使っておりましたが、ここの関連は表記が適当であるかという、それだけでちょっとご説明をお願いします。

議長（宮城安志）

農林水産課長、諸見直也君。

農林水産課長（諸見直也君）

お答えいたします。ただいまのご指摘の「之」の字、登記上はカタカナの「ノ」になっております。どうしてこの「之」を採用したかと言うと、屋之下原の事業計画の中に当初この表記が使われていたので、そのまま「之」になったということでもあります。以上です。

議長（宮城安志）

5番、東江清和議員。

5番（東江清和議員）

このカタカナの「ノ」と、漢字の「之」、僕も辞書を調べたら漢字の「之」というのは、語と語の繋ぎということなんですが、これはあえて固有名詞でありますので、カタカナの「ノ」。

もし、例えばこの事業が完成して屋之下原の事業名とか、そういうのが表示されますと、ずっとその漢字のまま使うのか。あるいは、もし訂正できるんだったら、いまのうちで訂正し、島の元々からの知名度、あり方にもっていきべきだと思っておりますが、再度お願いします。

もし、基本計画の申請段階で、この漢字の「之」を使うということで修正できるのであれば、修正をやるべきではないかという感じがす



るんですが、もう一度よろしくお願ひします。

議長（宮城安志）

農林水産課長、諸見直也君。

農林水産課長（諸見直也君）

お答えいたします。この「之」についても予算計上した後に、そういった地名の確認とか、契約についても担当課と確認をしたところであるんですけども、おそらくこの「之」については、正しい表記にしていた方がいいのではないかということで調整して、なるべく地名に沿った表記にしていきたいと思っております。

議長（宮城安志）

他に質疑ありませんか。1番、前川秀和議員。

1番（前川秀和議員）

10ページをお願いいたします。伊是名村製糖業体制強化対策事業ですか、その方がいまマイナスされています。これは当初からの計画ではあったと思うんですけど、これは執行されてないのは、どういった経緯でしょうか、お伺ひします。

議長（宮城安志）

農林水産課長、諸見直也君。

農林水産課長（諸見直也君）

お答えいたします。提案理由の中でも申し上げているところではあるんですけども、この事業、建物、宿舎を造った後にどこが指定管理を受けるか、それから整備後の維持管理とか、そういったものを含めて、JAさんとそういった方針が定まってなくて、今回、基本設計計画を作る予定だったんですけども、その辺が定まらないということで委員会の中でありまして、今回それを見送るということになっております。以上です。

議長（宮城安志）

1番、前川秀和議員。

1番（前川秀和議員）

予算計上というのは、事業計画、実施計画を策定する前にこれは

やっているわけですよ。いま8月の補正で組まれています。事業計画前にやったという意味なんですか。

議長（宮城安志）

農林水産課長、諸見直也君。

農林水産課長（諸見直也君）

この事業、製糖工場をもっている各市町村がございまして、その方を本年度で基本計画、基本設計を策定しないと実施ができないということで、まずはやる方向でということを進めてきたんですけども、その後、そういった委員会を設けて、その委員会の中で詳しく、場所の選定、規模、そういったのが決まって、それから実施に移るという当初の計画ではあったんですけども、管理方法とか、そういったのがきちんと定まってないということで、このままでは実施不可能ということで今回見送っております。以上です。

議長（宮城安志）

1番、前川秀和議員。

1番（前川秀和議員）

再度、これ補正にあがってくるということはありませんか。

議長（宮城安志）

農林水産課長、諸見直也君。

農林水産課長（諸見直也君）

お答えします。基本計画、それと基本設計の分に関しては、本年度限りとなっております。

ただ、自前、市町村、もしくはJAの方でこういった基本設計ですか、それを策定すれば、建築は実施できるということでありませう。

議長（宮城安志）

1番、前川秀和議員。

1番（前川秀和議員）

それといま補正の方で減になっていますけど、8月の補正でやった金額と、1万1千円余りズレがあるんですけど、それはどこかで補正を行ったんですか。

議長（宮城安志）

農林水産課長、諸見直也君。

農林水産課長（諸見直也君）

お答えします。1万1千円については、村の持ち分の中で協議会を立ち上げたときに使用した会議の分が1万1千円あったということで、その分は既に執行しておりますので、その分は減額されております。

議長（宮城安志）

他にありませんか。

お諮りします。質疑を終結してよろしいでしょうか。

（「異議なし」という者あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「討論なし」という者あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第21号・平成30年度伊是名村一般会計補正予算（第6号）を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、議案第21号・平成30年度伊是名村一般会計補正予算（第6号）は、原案のとおり可決されました。

日程第4

議案第22号・平成30年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

議案第22号・平成30年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）の提案理由の説明をいたします。

平成30年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3

号)は、予算総則第1条に定めるとおりとします。

歳入歳出予算の補正について、既定の歳入予算内で組み替えるもので、2款事業費から25万円を減額し、3款公債費に25万円を増額するものであります。

内容につきましては、農業集落排水事業伊是名西部地区にあたり、平成30年5月6日に1億5,000万円を財政調整基金から一時運用したため、28万9千円余の利息が発生しますが、去る3月定例議会に提案いたしました補正予算第2号で予算措置することを説明してしまい、急きょ今回の補正となりましたことに対し、深くお詫び申し上げます。

今後このようなミスが起きないように鋭意努力してまいりますので、ご理解いただきますよう、お願いを申し上げます。

平成30年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)を、地方自治法第96条第1項第2号及び同法第218条第1項の規定に基づき提出し、議会の議決を求めます。

平成31年3月22日提出、伊是名村長 前田政義。

よろしく願いをいたします。

議長(宮城安志)

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「質疑なし」という者あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「討論なし」という者あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第22号・平成30年度伊是名村農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)を採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という者あり)

異議なしと認めます。したがって、議案第22号・平成30年度伊

是名村農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

日程第5

同意第3号・副村長の選任についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。村長、前田政義君。

村長（前田政義君）

同意第3号・副村長の選任について。

下記の者を伊是名村副村長に選任したいので、地方自治法第162条の規定に基づき、議会の同意を求めます。

記、住所、伊是名村字内花3051番地24。氏名、奥間守。年齢、64歳。

平成31年3月22日提出、伊是名村長 前田政義。

提案理由、副村長を選任する必要がある、本案を提出するものであります。

なお、ご本人の履歴書も添付されております。どうか選任していただきますように、よろしくお願いいたします。

議長（宮城安志）

本案については、質疑、討論を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、同意第3号・副村長の選任については、質疑、討論を省略することに決定いたしました。

これから同意第3号・副村長の選任についてを採決します。

この採決は、無記名投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

（議場の出入口を閉める）

次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に9番東江克伸議員及び10番潮平そのみ議員を指名します。投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は賛成と、反対の方は反対

と記載して下さい。

(投票用紙の配付)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(なし)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。事務局長、濱里篤君。

事務局長(濱里 篤君)

それでは、議席番号順に名前を呼び上げます。1番前川秀和議員、2番宮城義秀議員、3番仲田正務議員、5番東江清和議員、6番東江源也議員、7番伊禮正徳議員、8番前田清議員、9番東江克伸議員、10番潮平そのみ議員、以上です。

議長(宮城安志)

投票漏れはありませんか。

(なし)

投票漏れなしと認めます。

これで投票を終わります。

これから開票を行います。東江克伸議員及び潮平そのみ議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開票)

開票の結果を報告します。

投票総数9票、有効投票9票、無効投票0票です。有効投票のうち賛成9票、反対0票、以上のとおり賛成多数であります。したがって、同意第3号・副村長の選任については、同意することに決定しました。

議場の出入口を開けます。

(議場の出入口を開ける)

暫時休憩いたします。

休憩 午前 11 時 04 分

再開 午前 11 時 05 分

議長（宮城安志）

再開いたします。

お諮りいたします。本臨時議会で議決されました事件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第 45 条の規定によりその整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」という者あり）

異議なしと認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に委任することに決定いたしました。

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これで平成 31 年第 1 回伊是名村議会臨時会を閉会いたします。

閉会（午前 11 時 07 分）

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

議 長

会議録署名議員

会議録署名議員